

平成 30 年度新川地域消防組合人事行政の運営等の状況

新川地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 25 年新川地域消防組合条例第 10 号）第 5 条の規定に基づき、新川地域消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 31 年 4 月 1 日現在の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

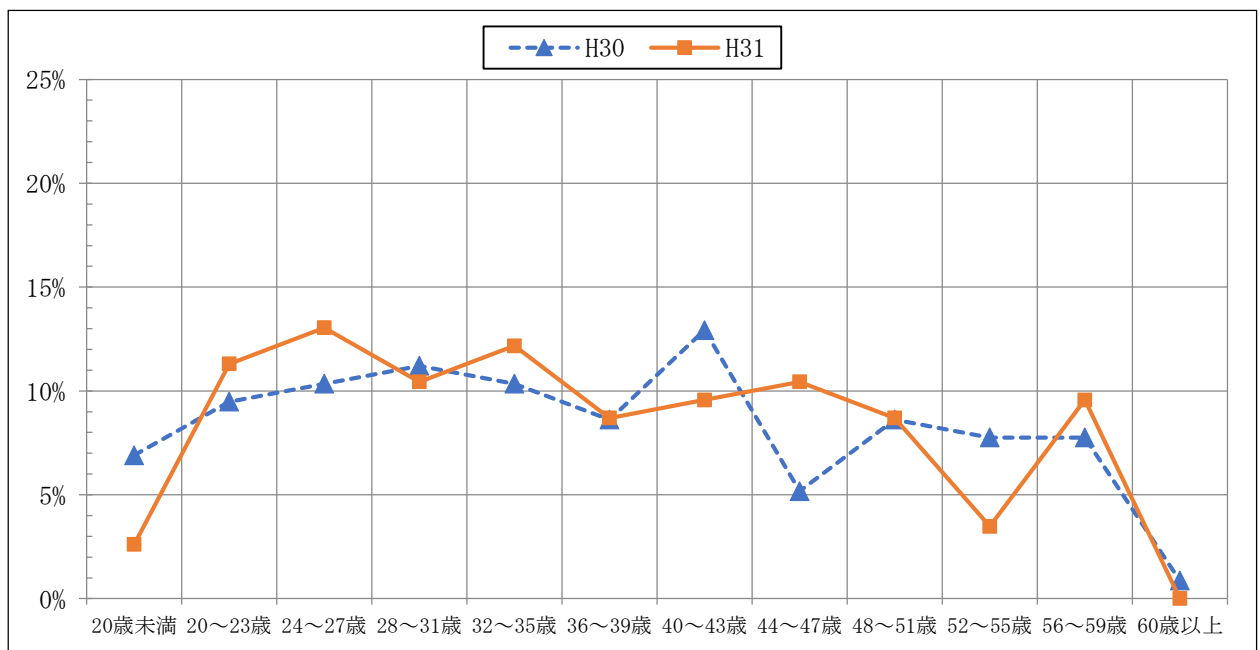
(各年 4 月 1 日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		H30 年	H31 年		
普通会計部門	消防部門	116	115	-1	平成 30 年度退職者 3 名に対し、新規採用者が 3 名となったが、再任用(短時間勤務職員)職員が 1 名から無しとなったため (再任用 1 名減・職員増減無し)
	小 計	116	115	-1	(参考：人口 10 万人当たり職員数 146 人)
合 計		116 [117]	115 [117]	-1 [0]	

(注) 1 職員数は新川地域消防組合で給与を支給している職員です。

2 []内は、条例定数です。職員数のうち、1 人を富山県へ派遣しており、また再任用職員は短時間勤務（フルタイム換算した場合 0.8 人）として定数には含まれませんので、定数条例における職員数は 114 人です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(平成 31 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 ～ 以上	計
職員数	人 3	人 13	人 15	人 12	人 14	人 10	人 11	人 12	人 10	人 4	人 11	人 0	人 115
構成比	% 3	% 11	% 13	% 10	% 12	% 9	% 10	% 10	% 9	% 3	% 10	% 0	% 100

(3) 採用の状況 (平成 31 年 4 月 1 日)

3 人採用 (競争試験 : 3 人、選考 : 0 人)

(4) 昇任の状況 (平成 31 年 4 月 1 日)

15 人

消防長	1 人	課長補佐級	3 人
次長級	0 人	係長級	3 人
課長級	2 人	主査級	3 人
主幹級	1 人	主任級	2 人

(5) 退職の状況

3 人退職

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 29年度の 人件費率
30年度	人 78,034	千円 1,320,706	千円 14,170	千円 933,431	% 70.68	% 55.80

(注) 住民基本台帳人口は、平成31年3月31日現在における当消防組合を構成している黒部市、入善町、朝日町の合計です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
30年度	人 115	千円 408,642	千円 121,530	千円 161,230	千円 691,402	千円 6,012

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成31年4月1日現在のものです。

(3) 給料表の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

(注)派遣元の給料表に基づき支給されています。

②消防職

公安職給料表

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600
最高号給の 給料月額	324,800	361,600	380,900	398,300	415,700	425,200	440,700

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新川地域消防組合	46.7 歳	342,567 円	405,382 円
富山県	43.9 歳	329,600 円	402,800 円

②消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新川地域消防組合	37.0 歳	296,117 円	384,183 円

(注) 1 平均給料月額とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 消防長は消防吏員であるため、消防職の区分に含まれます。

(5) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日）

区 分		新川地域消防組合	富山県
消防職	大学卒	206,900 円	—
	高校卒	167,700 円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 31 年 4 月 1 日）

区 分		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
消防職	大学卒	279,350 円	315,350 円	362,767 円
	高校卒	253,807 円	280,440 円	330,600 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

行政職給料表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査 主任	係長 主査	(次長) 課長 主幹	次長 課長	部長	—
職員数	人	人	人 2	人	人	人 1	人	人 3
構成比	%	%	% 67	%	%	% 33	%	% 100

(8) 消防職の級別職員数の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

消防職の等級及び職制上並びに階級上の段階ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階			階級上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階	(人)	(%)	段 階
1 級	消防士の行う職務	34	30	係員	34	75	65	係員級	34	30	消防士
				計	34						
2 級	1. 消防副士長の行う職務 2. 困難な業務を処理する消防士の行う職務	13	11	係員	0	13	11	係長級	13	11	消防副士長
				係員 (消防副士長)	13						
3 級	主査及び主任の職務	27	23	主任	19	27	23	係長級	16	14	消防士長
				主査	8						
4 級	1. 主幹、課長補佐及び係長の職務 2. 主査のうち消防長が定める者の職務	26	23	主査	1	26	23	係長級	13	11	消防司令補
				係長	13						
5 級	課長及び主幹の職務	6	5	課長補佐	11	6	5	課長級	11	10	課長補佐級
				主幹	1						
6 級	次長、署長及び課長の職務	8	7	主幹	3	8	7	課長級	11	10	課長級
				課長	3						
7 級	消防長の職務	1	1	課長	4	1	1	課長級	4	3	次長級
				次長	0						
7 級	消防長の職務	1	1	次長・署長	4	1	1	課長級	4	3	消防司令長
				計	8						
合計		115	100	消防長	1	1	1	課長級	1	1	消防監

(注) 新川地域消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

新川地域消防組合	富山県	国
一人当たり平均支給額 (30 年度) 1,390 千円	一人当たり平均支給額 (30 年度) 1,669 千円	—
(30 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5%~10% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 ・役職加算 5%~10% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 ・役職加算 5%~10% ・管理職加算 15%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支払割合です。

②退職手当（平成 31 年 4 月 1 日）

新川地域消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6665 月分	26.3655 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27025 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

③特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30 年度決算）	3,322 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30 年度決算）	29 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30 年度）	97.4%	
手当の種類（手当数）	4 種類	
手当の名称	適用範囲	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫 業務従事手当	感染症又は感染症の疑いがある患者の救護に従事した 職員	日額 200 円
用地買収及び 物件移転交渉 事務従事手当	用地買収等の外勤業務に従事した職員	日額 200 円
火災消火救急 救助業務従事 手当	救急救助業務に従事した職員	1 回 100 円
	火災消火業務に従事した職員	1 回 200 円
夜間消防業務 従事手当	消防職員で正規の勤務時間による勤務が深夜において 行われる消防業務に従事した職員	1 回 200 円

④時間外勤務手当

支給総額（平成 30 年度決算）	22,555 千円
職員 1 人当たり支給年額（平成 30 年度決算）	233 千円
支給総額（平成 29 年度決算）	23,326 千円
職員 1 人当たり支給年額（平成 29 年度決算）	257 千円

⑤その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績額 (30 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (単位：円)
扶養手当	(1) 扶養親族 1 人につき 6,500 円 ただし、子は 10,000 円 (2) 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算	異 (県)	(2) 5,000 円を加算	16,937 千円	235,225
住居手当	(1) 借家等 ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃-12,000 円 ②家賃 23,000 円を超える場合 (家賃-23,000 円)/2 + 11,000 円 (最高限度額 27,000 円)	同		6,264 千円	272,317
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による 一括支給（全額支給限度 1 箇月当たり 55,000 円） (2) 自動車使用職員 距離段階区分に応じ 2,610 円～34,890 円	異 (県)	(2) 距離段階区分に応じ 2,000 円～ 31,600 円	7,371 千円	73,704
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 39,700 円～70,800 円を支給	異	○国の金額と異なる	11,088 千円	616,000
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	異	単価算定時の総 労働時間 国:2,080 h 組合:2,080 h (休日・年末年始 の日数×7.75 h)	33,701 千円	351,042
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間			8,767 千円	91,318
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6 時間以下の場合 7,000 円～10,000 円 6 時間超の場合 10,500 円～15,000 円	異	6 時間以下 4,000 円～ 12,000 円 6 時間超 6,000 円～ 18,000 円	0 千円	0

⑥特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		報酬額	
報 酬	管理者	年額 30,000 円	
	副管理者	年額 25,000 円	
	監査委員	識見を有する者	年額 25,000 円
		議員兼任者	年額 15,000 円
	議長	年額 25,000 円	
	副議長	年額 23,000 円	
	議員	年額 20,000 円	

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成31年4月1日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

①毎日勤務者

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15	(7.75時間)
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00	(1.00時間)

②交替制勤務者（2部制）

勤務時間	8 : 30 ~ 翌日の8 : 30	(15.5時間)
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00	(8.5時間)
	17 : 15 ~ 18 : 15	
	仮眠時間等 6.5時間	

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、新川地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分		休暇（休業）期間等 （1年あたり）	平成30年度の 取得状況
年次休暇		20日	平均 7.5日
特別 休暇	夏季特別休暇	5日以内	平均 4.9日
	病気休暇	原則90日以内	取得者 30人
	介護休暇	6月以内	取得者 0人
	産前産後休暇	それぞれ8週間	取得者 0人
	育児時間	1日2回それぞれ30分	取得者 0人
	妻の出産	2日以内	取得者 2人
	子の看護休暇	5日以内	取得者 3人
	ボランティア休暇	5日以内	取得者 0人
	葬儀等に関する休暇	1～7日以内	取得者 15人
	結婚休暇	7日以内	取得者 1人
育児休業		子が3歳に達するまでの期間	取得者 0人

4. 職員の処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成30年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降任	免職	休職	降給	合 計
消防本部	-	-	-	-	0

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成30年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒告	減給	停職	免職	合 計
消防本部	-	-	-	-	0

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 30 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	平成 30 年度の承認件数
研修を受ける場合	- 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	- 件
その他任命権者が定める場合	- 件
合 計	- 件

(注) 職員は、法律又は条例に定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成 30 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	平成 30 年度の許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合	- 件 (- 人)
① 職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
② 職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職責の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
③ その他公務員として適当でないと認められる場合	

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成30年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研修機関	課程名または研修区分	教育日数	修了者数	
消防大学校	-		- 人	
富山県消防学校	初任教育	119 日	4 人	
	専科教育	警 防 科	10 日	4 人
		救 急 科	36 日	3 人
		予 防 査 察 科	10 日	2 人
		特 殊 災 害 科	7 日	2 人
	幹部教育	初 級 幹 部 科	10 日	2 人
		上 級 幹 部 科	3 日	2 人
	特別教育	水 難 救 助 科	7 日	2 人
		救命士追加講習 (2 処 置)	4 日×2 回	7 人
		機関員養成講習	6 月～10 月	2 人
		はしご自動車講習		- 人
		新任消防長講習		- 人
		消 防 技 術 研 修		- 人
救急救命研修所	救急救命士養成過程	7 ヲ月	2 人	
富山県消防防災 航空隊	防災ヘリ搭乗員養成訓練		- 人	
技能講習等	小型移動式クレーン運転技術講習		3 人	
	玉掛技能講習		3 人	
	大型自動車免許		2 人	
	潜水士		3 人	
	小型船舶操縦士2級		1 人	
全国消防長会東近畿支部研修会等			- 人	
消防、救急、救助に関する研修、セミナー、シンポジウム等			1 人	
合 計			45 人	

その他、富山県市町村職員研修機構主催による階層別研修・専門研修にも取り組んでいます。

(2) 勤務成績の評定の状況

新川地域消防組合の勤務成績の評定は人事評価制度により実施し、その状況は次のとおりです。

ア 評定方法

職員の業績、執務態度・能力及業績について、原則として所属長等が5段階で評定し、総合判定を行います。

イ 評定期間

評定は4月1日から3月末日までの1年間を対象に実施します。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しています。福祉事業の職員相互会活動には、職員の掛金で運営されており公費からの負担金はありません。

区分	主な項目	対象者等	実施状況
健康管理	定期健康診断	原則全職員	84人
	人間ドック (市町村職員共済組合事業)	指定年齢等の職員	26人
	ライフプランセミナー (市町村職員共済組合事業)	指定年齢の職員	0人
福利事業	職員互助会活動	給付 (結婚祝金、出産祝金、弔慰金、見舞金等)	会費 2,467,779円 給付件数 42件
		研修	研修 4件
		大会参加激励金	大会激励 10件
職員互助会に係る決算額		256千円	
	会員掛金	1,000円/月	

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、新川地域消防組合職員は、全て富山県市町村職員共済組合に加入しています。(再任用短時間勤務職員等除く)

当該共済組合により、短期給付(医療保険)、長期給付(年金)、ほか福祉事業が行われています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況	
		件 数	金 額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養（以下、「上記療養」と記載する。）に必要な費用を支給します。	1 件	153 千円
傷害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	- 件	- 千円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し、年金等を支給します。	12 件	1,891 千円
計		13 件	2,044 千円

8. 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求はありません。

9. 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立てはありませんでした。